

第11回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成22年11月24日（水）18時30分から20時21分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 19人
出席委員 石坂卓也、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、佐藤由朗、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、野中勇一、馬部昭二、増田雅則（会長）、町田宇平、野納敏展、浜三昭（副会長）、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、高畑智一
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英
JFEエンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 第10回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
(1) ふじみ衛生組合公害防止協定書（素案）
- 4 その他
(1) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】第10回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【参考1】ふじみ衛生組合公害防止協定書（素案）
- 【参考2】他施設協定書

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

2 報告事項

(1) 第10回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 議事録24ページ、上から6行目「それから不燃処理施設を他所に移設する。」の「不燃処理施設」を「粗大ごみ処理施設」に直していただきたい。

C 委員 : 26ページの上から17行目、「メンテナンスだったら、南口から入れればいい」というふうに訂正をお願いします。

会長 : 「西口」を「南口」に直すということです。

3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合公害防止協定書(素案)

会長 : 公害防止協定書について、いろいろな呼び方がこれからあるかと思うが、ここでは今簡単に「協定書」と言わせていただく。今後、大体1年ぐらいで審議を終えてはいかがかと思っています。

これまで、緊急事態がなければ2カ月に1度ぐらいのペースで地元協議会を開催してきましたので、大体6回ぐらいで、来年秋の終わり頃までには大体の目安をつけるという形で進めてまいりたいと思います。

事務局 : 参考1という資料をお開きください。まず表題の部分ですが、「ふじみ衛生組合公害防止協定書」となっています。この公害防止協定書という呼び名は、参考2の他施設協定書で配付しましたが、その中の1のさしまの表題部は「さしま環境管理事務組合ごみ処理施設建設用地周辺地域の環境保全に関する協定書」となっています。その他、西多摩衛生組合と加古川市につきましては、単に「公害防止協定書」となっています。こうした定め方はいろいろあると思うのですが、たたき台「公害防止協定書」と仮につけさせていただきました。この辺もご意見をいただければと思います。

内容的には、地元協議会設置要綱のときにも、この地元協議会に関しましては、その目的が地域環境の保全及び公害防止対策に関する事、それから交通安全対策に関する事、情報の公開に関する事、施設に異常が発生したときの措置に関する事など、これらの事項を協議していくと説明させていただきました。このような内容を踏まえながら、表題の部分の名称をお考

えいただければと思います。

次に前文の部分ですが、朗読します。「東京都調布市深大寺東町7丁目 50番地 30 外において、「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設」（以下「新施設」という。）及び「不燃物処理資源化施設」（以下「資源化施設」という。）の操業を行うにあたり、地元協議会（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、本施設運営にあたり下記の通り、必要な事項を定める。」このような前文にしております。

この前文のところについては、最初の前段の2行部分ですが、新しくつくる可燃ごみ処理施設と、既存の不燃物処理資源化施設の操業を行うに当たり、両方の施設について協定を結ぶという意味合いになっております。

その下の段、これは協定を締結するという部分で関連をしてくる事柄ですが、地元協議会とふじみ衛生組合は、本施設運営に当たり下記のとおり必要な事項を定めるとなっておりまして、地元協議会とふじみ衛生組合、つまり地元協議会の中には今現在、ふじみの職員も入っております。そうしたところで、地元協議会とふじみというところでは、職員が重なってしまうのではないかというような、工事協定のときにも意見をいただいております。

前文としては、工事協定を踏襲した形になってはいますが、実際に工事協定で締結したのは、ふじみ周辺地区の自治会等の会長さんと、地元協議会では会長さん、それとふじみ衛生組合管理者です。この辺をお考えいただきながらご意見をいただければと思います。

続きまして第1章、第2章、第3章、第4章となっておりますが、これは参考2のさしまの事例にならった形でくくっております。さしまのほうは、やはり第1章、総則から始まっているわけですが、そのような事例に基づいてつくらせていただきました。これも、条文を並べればよいということであるかどうか、ご意見等いただきたいと思っております。

第1章、総則。第1条目的、地域環境の保全という部分でございます。これは地域住民の健康及び安全の確保、財産保全、公害防止、環境保全といったような項目について、地域の生活環境の保全という意味合いで、この条文になると考えております。

第2条乙の責任でございますが、これは基本理念、基本対策ということに対して、基本方針的なものをここに述べるということを書いてございます。表題の部分は乙の責任となっておりますが、基本理念という書き方をしている協定書もございます。ここは、こういう意味合いでございます。

第3条、施設規模及び対象ごみという部分ですが、これは当然、可燃ごみ処理施設の規模もございしますが、表題の部分で、新施設と不燃物処理資源化施設の協定書とするのだとなれば、ここに新施設と既存のごみ処理施設、両方入ると考えておりました、それらの施設規模だとか対象ごみをここに述べるということでございます。例えば可燃ごみでいえば、可燃ごみ及び資源化施設から出た不燃ごみと粗大ごみを資源化した後の残渣、というものも焼却するということが入る予定でございます。

第4条情報公開の部分でございますが、データ等の情報公開ということで、これは本協定の中でいろいろと定めたデータについて公表していくという事柄になろうかと思えます。ちなみにここでは排ガスとか臭気とか騒音・振動と書いてございますが、例えばということで述べたものでございます。

第5条、活動でございますが、これは地元協議会となっておりますが、これも表題の部分にかかわりますが、地域自治会、地元協議会なのか周辺自治会等とするのかはわかりませんが、甲の行うこういう施設に関する活動に対して、ふじみ側が支援をしていくという事柄をここに入れる予定であります。

第2章、環境保全対策でございます。第1条、生活環境の保全というところですが、周辺の生活環境保全対策として、景観とか緑化という文言になろうかと思えます。第2条の自主規制値の遵守でございますが、排ガスに関する自主規制値が実施計画にうたわれておりますが、その自主規制値のことでございます。

第3条、測定及び調査でございます。これは調査項目、それから頻度、場所等々を入れるわけでございますが、これは、いろいろと项目的にたくさんになれば別表という形になろうかと思えますが、一応そのような項目を定めるということでございます。

第4条、自主規制値を超えた場合の措置ということで、炉の停止ということになろうかと思えますが、炉を停止するときに必要な措置と、安全確認方法であるとか再開の協議という事柄が、ここに述べられる予定でございます。

第5条、交通計画と安全対策。交通のルートであるとか安全対策をここに定めるものでございます。

第6条、事前協議。これは協定の変更であるとか施設変更・改修するときには事前の協議をするという事柄でございます。

続きまして第3章、監視体制でございます。第1条、運転の監視ござい

ます。これは組織構成、監視、立入調査と書いてございますが、この辺について、片仮名で言えばモニタリングということになります。そのような形で、どのように組織立てをして監視していくのかという事柄を定めていくということになります。施設の立ち入りなどもここで定めるということになります。

第2条、苦情処理でございます。苦情対応ということで、確認、原因究明、再発防止というような事柄でございます。

第4章、その他でございますが、第1条期間ということになります。この協定そのものの期間をどのように定めるかということでございます。稼働停止までなのかどうかということです。

第2条、協議。これは第2章の第6条の事前協議にも関連するかと思いますが、ここでは単なる疑義の発生、定めのない事項について、社会情勢の変化の対応等への必要性ということでございますが、第2章第6条の事前協議ですが、その他の項目への入れかえも含めましてご議論いただきたいと思えます。

最後に前文のところにも関連してきますが、協定の締結についてだれとだれがどういうふうに結ぶのかを、ここに定めるということで条文立てしてございます。

会 長 : これは項目ですので、ふじみからは次回ぐらいにはきちんとした条文が出てくると思うのですが、そういうことを踏まえて逐条的に議論していこうと思えます。

今回は、事務局から説明があったように、協定書の名称と、前文をどう考えるかということぐらいを議論したいと思えます。

その前に、事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

C 委員 : 具体的にどういうことを決めるかということ、参考2に他施設の協定書のひな型がありますが、ふじみ衛生組合でやるのは可燃物と不燃物、それから今、3年ぐらい前からびん、缶、粗大ごみということをやっておりますが、そのために動線を変更したり、交互交通はだめだとか、そういう議論になると、なるべく車は減らしたほうがいい。調布市は粗大ごみ、びん・缶は染地や新しいクリーンセンターでやっていますし、粗大ごみとびん・缶は三鷹市の分だけだと思えます。したがって、それは車の台数を、これから交通問題からもいろいろ出てくると思えますが、そういうことでいけば、粗大ごみとび

ん・缶は、ふじみ衛生組合から外したほうがいいのではないかと。

それから、動線ですが、前回第10回地元協議会のときに、私と会長と一対一の意見交換というようなことになったかと思うのですが、私は私なりに、10月27日にふじみ事務長、11月11日に調布市長に、書面で、同意できない、これを容認することはできませんという文書を差し出してあります。

したがって、可燃ごみと不燃物処理についての協定については、この項目でいかどうかは別として、非常にうまくできているのはこの西多摩衛生組合、測定とか、あるいはどういうものをどういうふうにするのかということが細かく規定されていますので、これに必要な事項を加味しておけばいいのではないかと。ただいま事務局が説明された項目も、それはそれなりに検討する余地があると思うのですが、それとあわせて西多摩衛生組合の項目とうまくかみ合わせながら協定書を作成したほうがよろしいのではないかと。しかも地域住民が参加してやるように非常にうまくできていると私は思うので、できれば、今事務局が述べられた項目に、西多摩衛生組合のこの協定書を加味しながらおつくりになったらよろしいかと。総体的にはそういうふうを感じる次第です。

A 委員 : 項目の提案なので、その範囲で意見を申し上げたい。参考資料を見ると、損害賠償という項目が出ています。さしもの場合は第3章。提案の素案では、どこに含まれるのか。含まれていないとすれば新たに起こすべきだと考えています。それが第1点。

2つ目は、これまでの議論の中で、施設の稼働期間、委員から要望が今までも出ていると思うが、一応どのような中身になるのかというのは今度の議論になると思う。20年なのか30年なのか、将来にわたって永久にやるのかというふうなことを、少なくともこの第4章の期間のところに入るのかと思う。そういうことを考えているのかどうか、項目としては2つ、加えてもらいたいという意見を申し上げておきたい。

会 長 : 意見として受けます。今のことについて事務局が今現在どう考えているか。考えていることがあればお聞きしたい。

事務局 : まず1点目の損害賠償の部分ですが、第3章第2条の苦情処理という部分で苦情対応、その中に損害賠償の部分があるということになれば、当然対応をするという意味合いを含めております。

A 委員 : 補償という文章でないと明確でない。

事務局 : 項目的にはここで、そういうことでは起こしていませんが、この中で議論

をいただいて、例えば新たに第3条で起こすべきだというようなことがあれば、その辺で条文のほうで修正をしてまいりたいと思っています。

A 委員 : 第3章の監視体制とは違うと思うんです。

事務局 : その辺もまた、条文の検討のところをお願いしたいと思います。

それから期間の部分について、まさしく先ほど言いましたように、その他でご議論いただければと思ひまして、協定の期間の話をさせていただいたのですが、この条文ではなくてもう1条起こすということになれば、詳しくご意見をいただきながら、検討させていただければと思ひます。

会 長 : 以上、要求が2点あったということで議事録に載せさせていただきたいと思ひます。

G 委員 : 基本的なことですが、前文に書かれている不燃物処理資源化施設が、今回急に出てきました。今までは、可燃施設をメインに説明を受けていたわけですが、不燃物処理資源化施設については、施設の見学はしましたが、一緒に協定書に入れるのであれば将来の計画も含めて説明をしていただかないと判断がつかない。今ある施設を見ただけで急に、不燃物処理資源化施設もこの協定書に入れるとなると、そこは我々も勉強不足かもしれないが、説明もいただけていない。これは、協定書に入れるのであればしっかりその計画を出していただかないといけないと思ひます。

2点目、いわゆる調印者については、地元協議会は組織というより会議体になるので、基本的にはそれぞれ構成する自治会なり町会なり、そういう住民の組織団体になろうかと思ひます。協議会は自治会の代表等と、組合側と協議する機関だと思ひるので、その協議する機関が調印者というのは問題かと思ひます。

それから、運用期間の問題、公害防止に関するモニタリングとか測定をする問題、違反だとか事故があったときにどうするかという問題については、基本的な考え方なので協議会の中でしっかり議論する必要があると思ひます。

具体的なところで、抜けているのではないかという条項を挙げさせていただきますと、1つは「地域住民への配慮」です、長年反対運動があり、いろいろな問題も抱えながらここへ来たわけなので、その辺についての配慮、ご説明があつてしかるべきかと思ひます。「関係法令の遵守」についても必要だろうと思ひます。

操業にしろ公害防止にしろ、年間計画という言葉を採用すると年間計画が

あって、その報告というのがあるのだらうと思いますので、「年間事業計画と結果についての報告」なりを協議することが必要ではないかと思う。

項目だけ申し上げますと、「地域外からのごみ処理」についてどうするかというコンセンサスが必要なのではないか。決して拒むわけではないが、その辺のところはうたっておくべきだらうと思います。

「公害発生時の処置」。これは法令にも書かれていますが公害発生時の措置の条項です。

公害といえるかどうかわかりませんが、「住民の健康被害が出た場合の対処」条項。

組合だけではなくて関連事業者、実際組合は管理するだけだと思いますので、「関連事業者」に対する条項。もし何か被害があった場合の「被害補償と
いか損害賠償」条項。

操業において「違反があった場合の処理」をどうするかという条項。「大気汚染のモニタリング」に関する条項。

公害防止施設等が、今後規制が変わってきたりすると改善する必要があるかもしれませんが、そういう「公害防止施設等の改善」に関する条項。

以上の条項がないのではないか。そういうふうに思いましたので、私の意見として述べさせていただきます。

なお、地元の自治会の中から、住民側からの案も出ているとも聞いていますので、ぜひ次回の報告なり、事務局の案の中に盛り込んでいただければと思います。

F 委員 : この地域がここに至るまでの経過を、ここに座っていながらいつも思い出すわけです。さすがにふじみ衛生組合周辺の地元協議会、こう言うにふさわしいような協定書が、ふじみ衛生組合と結ばれることを非常に望みます。甲・乙の名前をとったらどこでも通用するようなものはつくらないでほしい。これが切なる希望であります。

地域からもいろいろな要望が出ております。例えば疫学調査の問題などもぜひ盛り込んでもらいたい。他の委員からもご意見がありましたが、やはりこの処理施設の稼働期間の問題も、この場で徹底して議論していきたいと思
います。

それから、この協定書は一体どの程度の範囲に効力が及ぶのか。この問題も少し考えておいていただきたい。この地元協議会に参加している自治会だけということではなく、500メートル以内においてはいろいろな方がいら

っしゃるわけですから、そういうものに効力が及んでいくものだろうか。こういう問題もまた議論していただきたいと思います。

会 長 : 個別にはそれぞれまた進めていきたいと思います。おいおい肉付けした文章としてまた案が提示されると思うので、今伺ったご意見に過不足があれば補っていかうと思います。

今日は、最初に事務局からの提案がありましたが、3つぐらいを議論してはどうかと思います。

1つは、ここではふじみ衛生組合公害防止協定書となっておりますが、この名称をどうするかということ。

2つ目は、皆様からのご意見もありましたが、いわゆる可燃施設ができると同時に、粗大ごみやびん、缶も含めました不燃物処理資源化施設が存在するわけです。それを包含した形であるのか、あるいは新設の可燃ごみだけを対象とするのかということも1つの議論だと思います。

3つ目が、甲と乙、協定を結ぶ者がだれとだれなのか。工事協定書では地元協議会とふじみ衛生組合管理者とが結びましたが、実際は各自治会長さんを甲として押しただけという、ちょっと変則的なことをやりました。今回はそれをどうするかということ。今日はその辺のご意見を伺って、確定ではなくても方向づけぐらいはできたらと思うのです。

まず議論の的を絞るために、協定書の名称についてどういうお考えをお持ちか、お願いします。

G 委員 : 環境保全的な言葉を入れてはどうかと思います。公害防止だけではなくて、公害といえるかどうかわかりませんが、いわゆる地球温暖化ガス排出抑制とかもこれからは重要になってくるでしょう。少し前向きな名前はいかがかなと思います。

会 長 : 私があまり意見を言う必要はないと思うのですが、公害防止協定というのは非常に範囲が限られると思うので、さしまの協定書も環境というような言葉が出てきますので、そういうことに賛成です。

もう1つは、先ほど来何人かのご意見もありましたように、協定の期間について、かなりいろいろな議論が出そうな気がします。そうなると、公害防止協定というのでは範囲が狭いように思いますので、環境にかかわる協定というような意味合いを持って、事務局で少し考えていただければと思います。

次に、まさに実務に絡んでくるのですが、いわゆる対象範囲ですね。可燃ごみに限るのか、あるいは不燃物処理資源化施設も含めるのか。

A 委員 : ふじみ衛生組合は今後、可燃・不燃、両方やっていくわけです。不燃物処理資源化施設について、私どもは十分なチェックをしていない、これまで議論もしてこなかったという問題があるかもしれません。C委員はあそこの臭気の問題をずっと前から改善要望されているわけで、こういう協定をつくっていくとすれば、双方を含む、ふじみ衛生組合を対象とした全部を含む問題として、やったほうがいいと思う。

この原案のように、それも含んだ問題として協定を交わす。今後、臭気の問題やいろいろな問題を含めて、資源化施設のほうも、この協議会としても十分把握をして、改善すべき要望があれば改善の要望をしていく。そういう方向性を考えていったほうが、よろしいと思うので、ここでの原案のように、両方含む中身として、今後議論させていただきたいと思います。

G 委員 : A委員の考えに賛成です。ただ、不燃物処理資源化施設について、10年なり25年なりの計画というのは出ていないわけです。可燃物については出ているので今まで議論をしてきました。不燃物処理施設については、長期の計画なり施設の保全のための計画なりを知る必要があります。

それからもう1つ、今まで我々が臭いだとか水だとか排気ガスだとか言っているのは、基本的にはごみ焼却施設に関することなので、不燃物処理資源化施設についてどういう問題があるかというのは、正直説明も受けていないしわかっていません。

協定書に入れるのであれば、しっかりした計画があるのかどうかわかりませんが、いったん事務局のほうで不燃物処理資源化施設についての説明をいただきたい。私どもの地区住民についてもそういう説明を今までしていませんし、また、パンフレットでもそういう説明を受けていないので、そこは一度きちっとした説明をしていただきたいと思います。急に、これだけどさくさに紛れて追加したという印象になる。そこはしっかりお願いします。

副会長 : 不燃物処理資源化施設につきましては、現在、おおむね15年を経過しているところですので、本年、長寿命化の計画等の策定の関係の委託事業をスタートしたところです。

平成25年の段階では現在の不燃化施設が当然あると思いますので、まずその不燃化施設、現在の部分の施設がどういうものかということを含めて、おっしゃられたようにパンフレット等がございますので、再度お知らせをするということはそのとおりだと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

将来的には、寿命が当然何十年もあるわけではないので、どこかの時点でそういう話は、不燃化施設についても出てくるところはあるかと思いますが、一応、平成25年の段階からは、当分の間は現在の施設がまだあるという形になろうかと思いますが、ある程度現行の施設についての状況をお知らせするという形になろうかと思います。

また、いろいろな情報が逐次、年数を経ますと変わってくると思いますので、その都度当然皆様にお知らせしていくという形になろうかと思います。

C 委員 : 今現在やっている不燃物について、問題点はたくさんあると思うんです。今まで、不燃物についての説明はなかなかなかった。今問題なのは、不燃物から出るにおいの問題、事務長には書面を10月27日付で出してあるので、それは回答をいただきたいと思います。

私たち西側住民は、風向きによっては、とくにひどいのが5月と10月、微風。強風だと一気に拡散してしまうのでにおわないのですが、微風のときにはどういうわけか煙突状況になって、私のほうへ東南の風が吹くとおいが来るわけです。南風だと、マルゴ周辺あたりにもたくさんにおいがくる。

どうして出るかというと、1階、2階、3階、床が金網で全部筒抜けなのです。特に南側のところは、3メートル四方のガラリがありまして、あそこは網戸になっている。だから、あそこに役にも立たないエアーカーテンをつけても、全部風下においが流れてくるわけです。東南の風が吹くと私のほうへ流れてくる。

したがって、においをまず消していただきたい。特に不燃物の扱いの問題は、先ほどA委員がおっしゃったように、周りに非常に迷惑をかけている。平成6年12月からずっと、風向きによっては我々が迷惑を受けているわけです。それをまず出さないようにしてもらいたい。

もう1点は、第10回地元協議会の中で、動線自体が延々とぐるぐる回るようなことでは、近隣住民としては非常に耐えがたい。3分の1で済むような動線をお考えいただきたいということでもあります。採決によって決まったということですが、私はそれには同意できません。

G 委員 : 不燃ごみも含めた協定書ということになった場合、協定書の終わり方をはっきりさせておかないといけないのではないかと思う。

今までは焼却施設をメインに考えて、その運転期間というのはこうであるという説明をうけている。そうすると、一応それで終わります。次どうするかについては別個ですが、それで協定書も一応終了するという基本的な考え

があるのですが、今、事務長のお話を聞いていると、不燃ごみについては施設のリニューアル、延命策を考えているということになって、必ずしもごみの焼却場と同じように施設の寿命が来るわけではないだろう。ごみの焼却場は使命を終わったけれども、不燃ごみについてはまだ処理をするということになって、その協定書が延びていくというのも、これもまた問題ではないか。

もし焼却場が終わって不燃ごみの施設が残るのであれば、その時点で、その分についての協定書なりを取り交わしていくということを確認させていただければと思います。そうでないと、片方が残っていると、協定書だけ残ってしまうということになって、もけじめがつかない、めりはりがないと思います。その辺、事務局のほうで案を考えているのでしたらお聞かせください。

会 長 : 条文でわかるようにしなければならぬと思います。それを含めて一応総合的に考えましょう。検討するうちに、これは分離したほうが良いなということになるかもしれないが、そのときは皆さんの合意のもとでそういうふうになりたいと思います。

ここでの結論としては、一応、ふじみ衛生組合が事業としてやっている範囲内をまず対象にする。今後問題があれば議論していく。条文上あいまいなことがないようにする。そういったことを確認したいと思います。

それでは、本日最後の議論をしたいと思います。いわゆる甲と乙の名前についてです。

A 委員 : 2つの点があると思う。工事の協定を結んだときのやり方が1つあります。もう1つは、協定当事者が、例えばさっき私が欠落している項目だと言って、損害賠償とかそういう問題を申し上げましたが、そういう場合に対象とするのかという問題と、2つの側面が協定の締結という形の中で問題になってくるのだろうと思うんです。

第1条の地域環境の保全というとき、「地域住民」というふうに表現しているけれども、範囲はどうするのかということ。それは別個で、多分この表現はこれでいいと思うのですが、どこかでそれは該当はどうするのかというのを明示すると思うんです。その明示があれば、甲は地元協議会、どういう形でも私はあまり支障はないのではないかと思います。

その「地域住民」というくくりのところのほうが、実は重要な問題なのだと思いますので、協定当事者にだれとだれが、どういうふうに連名でやるかという形式的なことはあまり気にしない。この前の協定のようなやり方でいいのだと思いますので、地域住民の範囲の明示をきちっとしてい

ただきたいと思います。

会 長 : 地域住民というものの定義を明確にすれば、工事協定書のとおりでいいのではないかという意見です。

事務局も一応この案のとおり、工事協定書と同様という案を今は採用しているということによろしいですか。

事務局 : 締結者に関しましては、先ほど冒頭のところでも申し上げましたが、工事協定の流れの中で、最初のスタートのところではこういう形でということで、ご意見をお聞きしてからというつもりで、あえてそのままの形で入れておりますが、工事協定のときに、皆さんのところへ署名・押印をいただくのに回って歩く中で感じましたのは、やはり周辺住民の代表の方々が今日来られているわけですが、その自治会とするのがほんとうだねという意見をいただいたり、あと、最初に要綱を定めたときに別表で掲げましたが、自治会とは、三鷹市、調布市でございますが、これは500メートルの範囲内で定めておまして、そこにかかる自治会等すべて入れています。この地元協議会に参加していない自治会の方もいらっしゃいました。ただ、署名・押印のところではそういう方も押していただいております。

そうした意味では、自治会長さんと自治会の名称、その全体が連名で入るという形で最終的に工事協定書ができたのですが、それによってどういう方々がきちっとこの協定書に名を連ねたのかがはっきりしているという意味合いでは、非常に工事協定書はいいものができたのかなと思っております。

地元協議会の会長さんもいただいておりますが、委員さんの署名をいただいたわけではなくて、一応、ここにいる立ち会いという意味合いも含めてということ、会長さんもおっしゃったと思うのですが、そのような形で、基本的には自治会等と結ぶのが基本ではないかということ踏まえて、署名をいただいた経緯がございました。

C 委員 : 前回の工事協定のときに、私は異論を出したわけです。各自治会等の推薦を受けて、ここで委員として出席されて、熱心に検討されて、持ち帰って各自治会等へ報告も、もちろん中には、いやそんなの聞けないよという人もいるでしょうけれど、各自治会の中で説明してきたと思うんです。ところが、1回も協議会に出もしないし発言もしない、例えば小金井に近いような人が、何で調印するんですかという疑問があったわけです。

だから、ここへ来て一生懸命やっていた委員さんは、それぞれ推薦を受けてやったのだから、委員さんが判を押したらよろしいのではないか。具体的

に言えば、3キロも先の人、全然1回も顔も見たことがない、そういう人が判を押しても何の意味もないのではないかなと思うので、少なくともここへ来た人が判を押す。もちろん、自治会長であり委員であれば問題ないのですが、全然一度も顔も見たことがないような人が判を押すというのはどうも納得できない。私は一応拒否しました。

事務局 : ただいまC委員から強くご意見をいただきました。C委員におかれましてはそういう意見でございまして署名をいただけなかったのですが、それではこの地元協議会でご議論いただいた方々のお名前を例えば、付表か何かでおつけする。この協定書と一緒に、ご議論いただいた方々の名前が出るわけです。そのような形でいかがでしょうか。この辺は、私のほうから意見を言うのも何でございしますが、参考までに申しあげさせていただきました。

会 長 : この協議会の実質討議に加わった人の名前を付表としてつけてはどうかという意見がありました。

今3つの異なる意見がありまして、1つは工事協定書どおりでいい。もう1つは、関連する定義が必要ですが、周辺の自治会長が締結する。それから最後にC委員からありました、この協議に加わった委員が締結するべきである。

私は、工事協定書というのは3年で終わるのでそれほどウェートを置かなくてもよかったと思うのですが、これは人も代も変わって少なくとも20年は運用するので、重要度は高いと考えます。地元協議会というのはあくまで協議機関で、会長は行司役ですから、実際に印鑑を押すのは地域住民、即ち、この地域の自治会長さんではないのかと思います。もちろんその範囲は問題になりますが。これも私からあまり意見を言うのもいかなものかと思いますが。

そういうことで、いろいろな意見が出ましたので、今後、先ほど申しましたように大体1年ぐらいかけて概略をつくっていきたいと思います。

それでは、今日はこの協定に関しましては、ここまでとし、今後の議題はいわゆる協定書に関する議題ということにさせていただきます。

4 その他

(1) 建設工事の進捗状況と夜間工事について

事務局 : 今日配付させていただきましたふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事進捗表と、図面のほうがあると思います。今施工しておりますJFEのほうに、この資料について説明をしていただきます。

J F E : 新ごみ処理施設建設工事の進捗について、ご説明させていただきます。8月17日から本日、11月24日までの進捗状況でございます。

8月17日に、土木建築工事を着工いたしました。本日までの作業内容ですが、一次掘削、こちらについては解体完了後の地盤面から1.3メートルから1.8メートル掘り下げる工事でございます。土量としまして7,300立米搬出いたしました。

その工事完了後、基礎杭の工事。こちらは工場棟の杭でございます。90カ所完了いたしました。

その後、二次掘削、三次掘削と掘削工事を進めていくための山留工事、SMWという連続壁の山留と、親杭横矢板という工法の親杭の打設、こちらを進めてまいりまして、打設につきましては12月6日、7日ぐらいで完了の見込みでございます。工事の進捗につきましては以上でございます。

それとあわせて、A3の図面を皆様方に配付しておりますが、こちらは、敷地内に車両の出入りをしますメインのゲートとなるゲートAの歩道の切り開き工事についてご説明申し上げます。

ゲートAの敷地の外は公道部分でございます。現在、歩道となっており、樹木や街灯がありまして入れない状態になっております。こちらのゲートの車両通行用に、歩道の切り開きという工事を道路管理者のほうへ申請書を提出してはありますが、11月22日に工事着工の許可がございました。

これに基づきまして調布警察署へ道路使用許可の申請をしておりますが、その工事をする条件としまして、東八道路の車道の通行制限をして工事する場合においては夜間工事としなさいという条件が付されております。

位置としましては、1枚目のA3の、丸を書いた位置でございます。2枚目の図面の上のほうが現況の状態でございます。ゲートAの部分については歩道となっておりまして、車が進入できる状態ではございません。その隣に2カ所、既存切り開きという部分がございますが、こちらは新しくゲートAをつくった後には閉鎖することになっております。こちらの工事についても今回、同時期に行ってまいります。

歩道の幅が約7メートルありますが、この歩道の車道側半分ほどを施工するに当たっては、東八道路の1車線を使用するの工事になります。この工事を施工する期間中は夜間工事となります。

夜間工事の作業時間は20時から明け方6時の間となります。全体の工事を終わらせるには12月1日から作業を始めまして、12月20日より幹線

道路については道路工事の禁止規制が入ります。20日以降はできませんので、年明けの5日より再開して、1月27日ぐらいをめどで、この歩道の切り開き工事を完了させる予定でございます。

夜間工事になるのは東八道路車道を規制する車道側の歩道工事ですが、工事期間の約半分ほどは夜間工事になろうかと思えます。

副会長 : こちらにつきましては、敷地の外の歩道の切り開き工事となります。工事箇所によりましては夜間工事ということで、調布警察署からの指示ということですので、その点を踏まえてぜひご了解をいただきたいということで、きょう報告させていただきました。

(2) その他

F 委員 : 調布の委員の方はほとんどご存じだと思うのですが、三鷹の委員の皆様、この焼却場を挟んで500メートル以内に、ともにこうして集ってお話をしている中で、ぜひ調布側の500メートル以内で現在起きていることをご理解いただきたい。また、一緒に考えていただきたいと思えます。

この地域は、この焼却場が決まるに当たって、調布側のほうは大変いろいろやってきたわけですが、いよいよ平成25年に開始の見通しができてきて、この地域の人たちも、重機が何本も立ち始めたので、いよいよ建ってきたなという関心が高まってきております。

その中で、この焼却場が完成したとしても、それを動かすには大きな電力が必要になってくるわけです。6万ボルトの高圧線をこちらに引っ張ってこなければいけないということなんです。

実はそれを引っ張ってくるために、私たちの住んでいる調布側500メートル以内の地域で、現在6万ボルトを使っているのは、前の航研だけなんです。今度新たにふじみ衛生組合でもそれを利用することになる。その航研が、今、はるか向こうにある本線の高圧鉄塔から引き込み線を、実は我々の地域の小さな鉄塔、それでも十数メートルありますが、これを使って引き込んでいるわけです。それを今度はふじみも利用しようということで、ふじみ衛生組合は東京電力に要請をしているのではないかと思います。その鉄塔を建てかえてほしいという問題が、今起きています。

今、その小型の鉄塔があるところは、やよい自治会の地域内です。やよい自治会から道を挟んで下側に、すわくぼ東児童遊園という小さい公園がありますが、その公園の中に、今度は30メートルぐらいの大きな鉄塔をつくって、ふじみと航研の電力を供給しようというような計画です。

ところが、やはり周辺の方々が大変驚いているわけです。この問題が明らかになったのは7月でございます。ふじみ衛生組合に関連することで、また我々の地域において鉄塔問題ということで、非常に戸惑って、迷惑、困っている人たちが周辺の住民でいらっしゃいます。そういう声がつつと上がってきております。

東京電力から第1回目の説明会が9月上旬にあったと思いますが、その説明会がまことに稚拙でありまして、一層、地域周辺の自治会、特に直近に住んでいる人たちは、もう大変怒っているわけです。東京電力が用意した会場には、そこで第1回目の説明会が行われたのですが、人があふれるばかりではみ出して行われたような会でした。7月に第1回目の説明会があって、第2回目はほんとうは10月の初めぐらいに予定されていたのですが、それ以後、東京電力から説明会開催を少し待ってくれという話がありまして、今現在、第2回目が行われていない状態です。

私は、ふじみ衛生組合に何かしてくれとかそういうことを申し上げているということよりは、こうやって、これから地元協議会を、今、公害防止協定、協定書をつくっていかうという時期でありますので、この問題の経過報告ぐらひは、ふじみ衛生組合は地元流してもらわなければ困るのではないでしょう。どうして4カ月もたっているのに、この場においてすら説明が一言もないのか。私はほんとうに悲しい気持ちでした。

ふじみ衛生組合が鉄塔を建てるのではないんです。東京電力が供給する義務を受けて建てるわけですが、依頼したのはふじみ衛生組合があつてこそです。特に我々というのは、この焼却場問題、いろいろなことで絡んできましたので、もう少し心を砕いていただいて、地元に入っていただきたい。

その第1回目の説明会なんか、ふじみ衛生組合の方が1人でもいらしていれば、それがどういう雰囲気であるかというのは、私がここで語るよりは一目瞭然になるわけです。そういうものをつかんでいただいて、そしてこの協定書の中にも議論として反映していくような気持ちになっていただきたい。

私は今日は三鷹の人たちにもぜひご理解願いたいのですが、ほんとうに自分の横に35メートルぐらいの鉄塔が建ったらどうなるのか。やっとな家を、何十年かかって建てられたと思うのですが、老後を迎えて、これから売ることができない。非常に切実な声も聞かれているわけです。そういう声がつつと上がってきております。ぜひ、ふじみ衛生組合の方にはその辺を十分ご理解いただきたい。今日ぜひ皆様に知っていただきたいと思うわけです。

ほんとうならば、経過報告というような形でも、ふじみ衛生組合から先にあったらどんなによかったかなと思います。

A 委員 : 私は、これはふじみの焼却場施設と一体のものだというとらえ方なのです。ここで焼却場をつくっていくということで、必要な電力という問題は当然もう前提されるわけです。

鉄塔の周辺の問題はF委員が述べましたから申し上げませんが、今の東京電力の計画では、地域住民は同意しません。地域住民の立場で、私はふじみも東京電力に要請してほしい。東京電力にほかの方法で考えるように、要請すべきではないかと思っています。そういう要望だけ申し上げておきます。

C 委員 : 私も7月ごろに聞いたのですが、そういう情報というのはふじみからほんとうになかったんですか。だれか聞いているのではないですか。

A 委員 : 聞いていないです。

会長 : 7月の、詳しい日には忘れましたが、その時点で聞きまして、それから皆さんに私が聞いたことを報告はしております。

C 委員 : 地下で来るんですか。それとも送電線で来るんですか。

A 委員 : 送電線で来て、地下へ入れるとのことですよ。

会長 : どういう工事かも含めまして、説明をお願いします。

B 委員 : 誤解があつてはいけませんので、私どもからもご説明をさせていただきます。ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設を稼働するに当たりましては、6万6,000ボルトの電力が必要でございます。東八道路にも電線は通っているのですが、そちらは27万5,000ボルトということで、残念ながらそれは使えないということで、今この近くを通っているのは、南側では航研ルートということですよ。北側にも、そのようなルートがあると聞いています。

ふじみ衛生組合は、南側のルートを使ってくださいとか、すわくぼ東児童遊園に鉄塔を立ててくださいなどというお話は一切しておりません。そこは誤解しないでいただきたい。ふじみ衛生組合が東京電力にお願いしているのは、平成24年10月に試運転が始まりますので、それまでに6万6,000ボルトの電力を供給してください、というお願いしかしておりません。

6万6,000ボルトの電力をふじみに供給するに当たって、おそらく東京電力としては、技術的な問題ですとか費用対効果の問題を考えて、すわくぼ東児童遊園に鉄塔を立てるのが一番いいのではないかとということで、おそらく今回、地元の皆様にご説明をしたのだと思うのです。

これは東京電力の事業でございますので、そういった情報についてはふじ

みに前もって知らされるわけではなくて、地元の皆さんにご説明に行くという、その同じタイミングでふじみにも東京電力から情報提供をいただいております。

すわくぼ東児童遊園に鉄塔を建てさせていただいて、そこからは三鷹通りを地中で持ってこようというのが、技術的、費用対効果を考えると一番望ましいという考えのようで、このことについてはやはり地元の皆様にまずご説明をすることが大切でしょうから、周辺の4軒だったか8軒だったか、その周辺の何軒かにご説明に入りたいという情報はいただきましたが、それが説明会になったというのは終わった後、お聞きしたということでございます。

もう一度整理させていただきますが、ふじみ衛生組合が東京電力にお願いしているのは、6万6,000ボルトの電力を平成24年10月の試運転までに供給してほしいということであります。南側からであっても、北側からであっても、ふじみとしてはどちらからでも電力を引いていただければ結構でございます。

会 長 : 誤解があってははいけませんので説明します。私だけが先に知っていたのではなくて、同じ7月の初めに全員が、つまりふじみ衛生組合の人も地域住民の方々も我々も同時に知ったということです。それは誤解のないようお願いいたします。事前にだれかが知っていて隠していたわけではありません。これははっきり申し上げておきます。

G 委員 : 鉄塔を建てたり、引き込み線を引いたりする、費用負担はどこがするのですか。

B 委員 : 工事負担金につきましては、東京電力の計算式があるようでして、工事にかかった費用、今後ふじみ衛生組合がその特別高圧電力を契約するわけですから、そういった契約の金額、それとの見合いで金額が決まるというふうにお聞きしています。

工事代金に何億円かかったとしても、ふじみが全額負担するというわけではなくて、それに見合っただけの電力を契約してくれば、その負担金はかなり安くなるというふうにお聞きしています。

ただ、実際問題、ルートも決まっていませんし、鉄塔が建つ建たないも決まっていませんので、具体的な工事負担金が幾らというお話は全く東京電力から来ておりませんが、基本的な考え方としては、工事にかかった費用と、今後ふじみ衛生組合が契約するであろう電力量、その辺の見合いで、工事負担金が東京電力から示される予定にはなっております。

G 委員 : そういった予算措置はしていないのですか。していれば、そういうものは見込んだと思うのですけれども。

B 委員 : 東京電力との話では、工事が完成して通電する平成24年10月、そのタイミングでお支払いいただきますというふうにお聞きしています。平成24年度の予算ですから、実際に予算計上するのは来年の秋から冬にかけてになると思います。具体的な金額についてはまだ東京電力側からも提示ございませんし、ふじみ衛生組合としても予算は組んでおりません。

C 委員 : 東京電力八王子支店営業課へ申し込んだらと思うのです。そうすると、例えばふじみ衛生組合だったら南側からの路線からとりましょう。あるいは北側からとりましょう。それはもう申し込めば、営業の窓口でルートは決まっているはずで、費用負担なんて、もう決まっているんです。どの程度のものは幾ら、受益者として負担してくれるか決まっている。それなのに、どっちからかはわからないけれども申し込みましたなんて、それはおかしいのではないですか。

B 委員 : 東京電力では、南側ルートも北側ルートもあると、今現在もおっしゃっています。東京電力として、例えばすわくぼ東児童遊園がもしだめになれば、それなりに手当を考えないといけないということで、あくまでも、先ほど言ったとおり平成24年10月までにふじみ衛生組合に電力を供給するというのがふじみと東京電力の契約の内容でして、具体的な供給のルートについては東京電力が考えるべきことですが、現時点でもう南側に決まったというふうには、東京電力からは聞いておりません。

金額につきましても、あくまでも契約電力がどのぐらいになるのか。たくさん契約すればそこでもとがとれるわけですから工事負担金は安くなりますし、契約電力が少なければ基本料金で稼ぐことができませんので、当然のことながら工事負担金としてその分はいただくということですので、工事負担金についてもまだ東京電力からこちらへ申し上げる段階にはないというふうには、聞いているところです。

C 委員 : どの位使うかというのを言っていないのでしょうか。

B 委員 : 一応案として、基本料金にかかわる部分の契約電力については、ふじみ衛生組合から提示はしています。ただ、工事の内容がまだ決まっていないので、おそらくその関係で金額が出てこないのだというふうに理解はしております。

G 委員 : 別の件で、こういう議論もしたということは残しておいたほうが良いと思

い発言させていただきます。

先般、東京高等裁判所で、焼却炉メーカーの談合で裁判が決着したということで、そういう業者の1つとして、今回の請け負っている会社さんもあるだろうと思います。

そういうものが今後の工事にどういう影響をするのか。それから、選定をされたふじみ衛生組合として、そういう業者をこれから使っていくことについての考え方なり、その辺のご意見もお聞かせ願っておいたほうがいいのではないかと。今お答えできないようであれば次回で結構ですので、よろしくお願ひします。

B 委員 : 前段のいきさつの部分だけご説明させていただきますと、平成10年から11年当時、焼却炉メーカー大手5社が談合していたということで、今回裁判で決着がついたということでございます。

当時はまだJFEではなくて、その前身の日本鋼管時代のお話だと思っておりますが、それを受けまして三鷹市、それから調布で言えば二枚橋衛生組合になるのでしょうか、その各自治体におきましては、平成11年当時に指名停止をしております。

そういった形で一度制裁はしてはしまして、これは1つの案件で制裁は1回というルールがございますので、既に指名停止については終わっております。

今回は、3社から入札をいただきました。JFEエンジニアリング、カワサキプラントシステムズ、タクマ、この3社とも平成10年当時の件ではかかわっていた3社ですが、契約担当課等ともご相談させていただき、入札には問題ないという見解をいただいているところでございます。

副会長 : 今の回答と同様でございますが、私どもの入札に関しましては適正な形で入札されておりますので、今後、事業者とともによりよい施設をつくっていくということでお返ししていきたいと考えております。

F 委員 : 私が話したことについて、B委員の説明だけで終わりなんですか。ふじみ衛生組合として何か一言あってもいいかなと思っておりますけれども。今後、地元協議会でさまざまな問題を議論していくわけですか。私は縷々説明した。何が一番重要かということですか。私は東京電力に言いました。建てるなら地域のことを勉強してきなさい。第2回目の説明会をするんだったら、ふじみ衛生組合と調布市ともよく相談して、第2回目をやってほしいと。だから第1回の説明はこの間も知らなかったとか、それではほんとうはおかしいわけです。行われたことがわかっていたら、さっき申し上げたように、最低、経

過報告はすべきでしょう。

この地域はどんな思いでいるのかということ、前事務長とさんざんやったのです。それでここにいるわけです。その辺がはっきりしなければ、何で公害防止協定書ができるんですか。お互いがどういう気持ちかを探り合いながら、ほんとうにきめ細かくやっていって、三鷹と調布の住民たちが手を合せて、この両市の共同事業をつくっていこうと言っているのではないですか。もう少し地域の中に入って、どんなことで今悩んでいるか、しかもふじみ関係のことで悩んでいる人がいるわけですよ。

だから、B委員の説明だけではほんとうに納得できない。今後どうするか、何も言っていないではないですか。この鉄塔問題についてどうしていくのか。ふじみとしてはどうかかわり合いをこれからやっていくんだ。私が言わなければ、お話がないままに終わってしまうじゃないですか。

副会長 : 今、F委員が発言されたことについては、私も反省しております。まず一つに、経過報告については先ほどB委員が申したとおりでございます。その実際として、東京電力の方々が今、そういう案をもって地元の皆様に話をしているということですから、これから多分その案について、地元の皆さんから、先ほどのF委員、A委員が話されたような点がありまして、また地元の方が当然納得されていないということは、そのとおりだと私も承知しております。今後また東京電力の方々がどのような案を持ってくるかも含めて、私どもも注視をしまして、事前にそういう形で、案につきましては私どもの方にもきちっと情報をいただくようにしたいと思います。

もちろん、地元の皆さんには当然、東京電力から直接の情報が入ると思います。また、調布市の方々にもそれぞれ入ると思いますので、それぞれまた情報が入りましたら、そのような形で、このような場をかりて報告させていただくとともに、私どもとしても、皆様もそうだと思いますが、東京電力は地元の方のご意見を聞いて、いい形でその辺は解決してほしいというのは、皆さん共通の願いだと思います。私どもふじみ衛生組合職員も含めて、そのような形で今後対応させていただきますことを、この場でお話をさせていただきたいと思います。

C 委員 : 10月16日の土曜日2時30分ごろ、1メートル60、掘り下げていますよね。それで、コンクリートが混ざっているんで、パワーショベルががたがた、すごい音を立てていたのです。67デシベルぐらい。何であんな音を立てるのですか。それが1点。

もう1点、資料を見ると、建屋高28メートルが、2メートルのルーフファンがありますよね。あれ、囲いがしてありますよね。7月30日、北の台の方が質問をして、28ではなくて30メートルではないですかと、そう言われたのです。そうしたら、あれは建築物ではないから、あの2メートルは高さに入らないんですよと言っていたのですが、今度、そこの別館を建て直すときには、三鷹はちゃんと、いわゆるルーフファンの中で、周りにやる囲いがある。したがって建築物として18メートル40センチ、そのルーフファン、いわゆる空気抜き、あれが高さに入っている。何でふじみは入れないのですか。2メートルプラスになるのではないのですか。28ではなくて30になるのではないのですか。最近見ると、建物自体は28メートルになっているような気がするのです。何か調整をされたんですか。グラウンドレベルというのは平均だから、2メートル分低くしたんですか。教えてください。

副会長 : 第1点目の10月16日土曜日ということです。私どもにつきましても、土曜日も工事はしておりますが、騒音の少ない工事という形で、それぞれ事業者に対しても要請をしているところです。

今後そのような形で、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

C 委員 : でも出したではないですか。飛島建設の担当者について、どうしてあんなことやるのですかって聞いたのです。JFEはいなかったですよ。あなたのところはだれが来ていたのですか。

副会長 : 土曜日につきましては、工事事業者が対応しているところでございます。

C 委員 : あなたのところ、1人置くことになっているのではないですか。

副会長 : 現在は、土曜日につきましてはそれぞれJFEと飛島建設が対応するという形になっています。

C 委員 : ふじみで誰かがいるっていうことになっているのではないですか。

副会長 : 当然、工事の事業者がおりますので、何らかのことがありましたら、そこから私どものほうに連絡が入る形の対応になっておりますので、よろしくお願い致します。

C 委員 : 我々は飛島建設に言えばいいのかね。

副会長 : 土曜日等につきまして、そこに事業者のそれぞれ管理者がおりますので、そちらのほうに言っていただいて、その後、必要であればこちらのほうにご相談等いただければと存じます。

B 委員 : 2点目ですが、建物の高さがルーフファンを入れると30メートルになる

のではないか。説明会するときにも市民の方からご質問をいただきました。そのときお答えさせていただいたのが、あくまでも建物は28メートルで、ルーフファンについては建築物ではない、工作物ですので建屋高に含みませんというふうにご回答をさせていただきました。その回答以降、一切工事計画に変更はございません。あくまでも建物は28メートルで、その上にルーフファンが2メートル近く乗るということで変わりません。調布市の建築指導課の審査で、それでよろしいということで了解いただいております。

C 委員 : あれは建築物だと言っていました。今度は三鷹で別館を建て直すのですが、囲いがあるからあれは建築物で、建物の高さになりますと言っていましたよ。

会 長 : B委員、回答が違っておりましたら、次回のごときにこういうことだと言ってください。以上で、その他の議論を終えたいと思います。

(3) 次回日程

会 長 : 次回日程について、事務局からお願いします。

事務局 : 次回は、12月は1カ月あけて、1月26日水曜日か、2月4日金曜日のどちらかをお願いしたいと思っています。

(日程調整)

会 長 : それでは1月26日、水曜日、18時30分ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

20時21分 散会